

第 93 回 さいたま障害者就業サポート研究会

総会・定例会のご案内

若葉の鮮やかな季節となりました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。

第 93 回 定例会のご案内です。

内容は、「総会」と「雇う」から“共に働く”へ」～働きやすさと働きがいの創出～をテーマに株式会社シーエックスカーゴ 管理本部 人事部長 穴戸 健史 氏、人事部人財開発課 當郷 綾香 氏ご講演いただきます。

また、新年度になりましたので、会員の更新並びに新規会員の受付をさせていただきます。入会ご希望の方は、申し込み用紙にご記入の上、当日、会費と一緒に申し込みください。（会員を継続される方も、申し込み用紙にご記入いただきご提出ください。）

1, 実施日時 2025年6月27日(金) 18:15 ～ 20:15

2, 場 所 Rai BoC Hall(レイボックホール) さいたま市民会館おおみや 集会室 1
(さいたま市大宮区大門町 2-118 大宮門街 6 階)

3, 内 容 ① 総会

② 講演 テーマ「“雇う”から“共に働く”へ」

～働きやすさと働きがいの創出～

講 師 株式会社シーエックスカーゴ

管理本部 人事部長

穴戸 健史 氏

人事部人財開発課

當郷 綾香 氏

4, 参加費用 会員 無料 非会員 1,000 円

5, 懇親会費 3,500 円 (大宮横町酒場 さいたま市大宮区仲町 1-17 DAITO ビル1F)

※当日キャンセルの場合、実費負担となりますのでご了承ください。

6, 定 員 研究会 100 名 懇親会 70 名

7, 申込方法 下記の URL か二次元コードからお申し込みフォームにアクセスいただき、
必要事項を記入してください。

<https://forms.gle/o2MSrBMpmlL8KAMzQ6>



8, 申込締切 6月20日(金)

お申し込みは、
指定フォームからお願いします！

- 表面のURLまたは二次元コードからアクセスし、指定フォームからお申し込みください。
- 2025年6月27日(金)、当日会場に直接お越しください。

会場は、Rai BoC Hall(レイボックホール)

さいたま市民会館おおみや 6階 集会室1 です。



【連絡先】

埼玉県越谷市恩間 540-5

事務局：河崎、轟

E-mail sun-rise@bz04.plala.or.jp

TEL 070-7549-6244

さいたま障害者就業サポート研究会 入会申込書

さいたま障害者就業サポート研究会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

☐ 団体会員

※ いずれかに✓をいれてください。

☐ 個人会員

申し込み年月日	年	月	日	新規 ・ 継続
フリガナ				担当者
登録名				
住所	〒			
	自宅 ・ 職場			
TEL		FAX		
e-mail アドレス				

記入要領

登録名・・・・・・ 団体会員は会社名等、個人会員は氏名を記入してください。

担当者・・・・・・ 団体会員で特に担当者を設ける場合に記入してください。

（◎団体の場合2名まで記名できます。）

個人会員は記入不要です。

※ 必ず会費を添えてお申し込みください。（個人会員 3,000円 団体会員 5,000円）

さいたま障害者就業サポート研究会 会則

第1条（名称）

本会は、さいたま障害者就業サポート研究会と称する。

第2条（目的）

本会は、障害者を雇用する事業所、障害者の就業に関わる関係者が連携しながら、障害者雇用に関する様々な事項について研究活動を行うことにより、障害者の就業をサポートすることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 定例研究会の開催
2. 研究成果の発表
3. 会員への情報提供
4. 関係機関等に対する啓発・提言活動
5. 障害者雇用に関する企業の支援
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（会員）

会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを完了した個人並びに団体とする。

第5条（総会）

本会の最高議決機関は総会とする。総会は毎年1回開催するが、代表が特に必要と認める場合には臨時総会を招集することができる。なお、総会成立定足数については、当分の間、これを定めない。

第6条（組織・運営）

本会は、会員をもって組織され、以下のとおり運営を行う。

1. 本会の運営は、当面、役員及び事務局がこれを行う。
2. 本会には次の役員をおく。
 - (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 若干名
 - (3) 会計監査 2名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 事務局員 若干名
3. 役員は総会において選出する。
4. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
5. 会務は事務局が分掌し、次の内容を担う。
 - (1) 会計
 - (2) 定例研究会の運営
 - (3) 通信の発行
 - (4) その他
6. 本会の事務局は、埼玉県越谷市恩間 540-5 におく。
7. 定例研究会は、年4回（概ね3ヵ月毎）実施する。

第7条（会費）

本会の年会費は、個人会員3,000円、団体会員5,000円とする。ただし、通信等情報提供については、団体会員に対しても1部とし、団体会員の場合には2名までの登録ができる。

また、会員以外が研究会に参加する場合は、1回あたり1,000円を徴収する。

第8条（会則改正）

本会の会則改正は、総会出席者の3分の2以上の賛同をもって行う。

付 則 本会則は、平成15年10月23日より施行するものとする。

本会則は、平成18年 4月13日より施行するものとする。